

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年10月31日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開催したいと思います。

それでは、お手元の事項書に基づいて進めたいと思いますけれども、資料を見ていただきますと、まず資料1が先回出されました意見の要点でございます。資料2のほうが、先回、さまざまなご意見をいただきまして、それをもとに先般出させていただいた正副の案を添削したもので、資料2の2枚目が今回の修正の分であります。

先回の正副案をもとにというご意見の一方で、一部委員からは、もっとやさしい言葉でわかりやすく、また、市民に語りかけるようなというようにお声もいただいておりますので、それを資料3として、案として出させていただきます。

資料4は、これは先般ありました第9条の市民活動の総合的な窓口を明確にするというところが、これ、窓口設置に関しては、市長の専権事項であるので、これはどうかというところの資料で、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

それでは、以前の正副案の前文の修正案についてと新たな新案について事務局で少し説明をいただけますか、簡単に。

これ、説明をお聞きいただきながら、先般の修正をどのようにしたかということを確認いただければと思います。

○ 岡田議会事務局主幹

済みません、座って失礼します。

前文につきまして、資料2、新旧比較用と書いたものと清書したものがございます。

新旧比較用というのは、前回の委員の皆様のご意見を集約させていただいた形で、今までの前文案を修正して、ご意見を反映させていただいた、そういったものになっております。

新案につきましては、先ほど委員長のほうから説明がございましたように、もう少し言葉をやわらかく、なるべく平仮名を使って平易な文章で呼びかけのものということで、ほかの市町村の条例の前文なども参考にさせていただきまして、作成させていただきます。

た。

以上です。

### ○ 樋口博己委員長

ということで、資料1の前回出された意見の集約も確認いただきながら前文についてご意見をいただきたいと思いますが、少し目を通していただきまして、ご意見がある方から挙手にてお願いしたいと思います。

それでは、この間に部長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○ 前田市民文化部長

おはようございます。市民文化部長の前田でございます。

市民協働条例調査特別委員会の審議も、条例の中身の議論が非常に深まっておるということで、私ども理事者としましても、この内容につきまして、どのような方向で取り組んでいくかについては、やっぱりこの内容を十分踏まえた形で自分たちも進めていきたいと思っております。

これからさまざまな取り組みをやっていく、新たな取り組みも検討していくことが必要にはなっておりますが、それについても、ここでの議論というのも、十分我々もその辺を考えた上でやっていく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

委員の皆様からご意見がございましたら、挙手にてお願いしたいと思いますが。

正副案は、修正に関しましてもできる限り意見を盛り込んだんですが、先ほども申しましたとおり、少し全体の文章のあり方をやさしくというと、正副案を修正するのに少し無理があるのかなということで、一方で、この正副案をもとに修正したらどうかというご意見もありましたので、今回は、両論併記というとあれですが、二つの案を出させていただいた上でご議論をいただきたいと思っております。

先回、ちょっと前文を少し進めさせていただいておりますので、先回の内容も確認いた

だきながらご意見をいただければと思っております。

○ 小林博次委員

正副案のほうがわかりやすい、見やすい、やさしくて。これのほうがやさしくて、市民にわかりやすいのと違う。

○ 樋口博己委員長

新たな……。資料3のほうですかね。

○ 豊田政典委員

前回失礼いたしました。

修正案と新案と読ませてもらって、随分違うんですけど、感想としては新案のほうがいいかなと思います。ただ、一番最後の、「さあ、一緒に」というのが、ちょっと違和感があるので変えたほうがいいかなというふうに思います。

○ 樋口博己委員長

呼びかけというところで単刀直入にこういうふうな文面を出させていただきましたが、これはどこでしたっけ。

ちょっと説明いただけますが、事務局。少しほかの市でこういう前文の文言がありましたので提案させていただきます。

○ 岡田議会事務局主幹

奈良市さんのほうで制定されております市民参画・協働を推進する条例の中で、最後の一文に、「さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。」というような文言がございましたので、こういう一文を加えさせていただきました。この辺もご議論いただければと思います。

○ 樋口博己委員長

これ、正副の修正案に関しましては、今までの議論のずっと積み上げの形でこういう文面になってまいりました。新たな案というのが、今までの議論を踏まえて、少しニュアン

ス、表現の仕方が変わってまいります、より市民の皆さんにわかりやすく、同じ目線とともに一緒に頑張りましょうというような雰囲気を書かせていただいております。

最後の、「さあ、一緒にまちをつくりましょう。」という文言に関しては、これも少し皆さんでご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

#### ○ 中森慎二委員

私も前回ちょっと欠席をさせていただきまして失礼しました。

この前文は、市民協働というものに全くかかわっていない人もここに最初に触れる入り口だと思うんですね。新しく出していただいた新案については非常にかみ砕いていただいているんですが、逆に、例えば今まで担っていたものが自治会組織だったというようなこととか、それが今、どう変わっているのかというところあたりを、やっぱり修正案のほうのわかりやすいのかなという、言葉のやさしさではなくて、理屈の流れからすると、やっぱり今まで担っていったものが自治会組織だったんだよと。だけど、それだけでは不足なくて、いろんな活動団体がふえてきていると。そういう背景をきちっと説明をしていただいたほうがいいのではないのかなと。

もし、まちをつくりましょうというのが大事なら修正案の一番最後にそれを入れてもええやないかなというふうに思うぐらいの話で、修正案で私はいいのではないのかなと。

というのは、あとの条文がこの文章体になっていないわけですよ。幾ら前文をやさしく書いてみても、条例案の文面はそこまでも砕けてはいないわけなので、修正案の部分ぐらいでいいのではないかなと、私は個人的には思います。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

#### ○ 加納康樹委員

私としても、流れ的に大もとのところから携わっているという思いもあるというのもあるんですが、資料2の修正案でお願いできるとありがたいかなという思いがあります。

何でかという、今、中森委員もおっしゃった点もありますし、ごらんになっているとおりですが、自治基本条例からの流れというところもきちんと押さえをさせていただいているというところを考えると、この修正案のほうでやっていただけるとありがたい。

さらにもう一個言うと、殻に閉じこもる必要はないと思うんですが、今までの四日市市の条例の中で余りかみ砕いた前文というのは存在しないと思うので、これをきっかけにやればいいじゃないかというこういう議論もそうですが、いろんな流れを考えると修正案でお願いしたいというのが個人的な思いであります、おとりまとめいただいた新案で皆さんの大勢をとということであれば、別にそれに反対するものでもないんですが、個人的な思いは修正案でいろいろとご苦労いただいたほうが好ましいなと思いましたがという思いです。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

この新案に関しましては、これは、当然今までの経緯からすると、少し簡素化されたところというのは私も思った上で出させていただいておりますが、これも今後、議論を進めていく中での逐条解説なりでも補完できるのかなという側面もありますので、どちらかというのは、皆さんの今からのご議論の中でまた意見を出していただければと思っております。

他の委員の皆さんもどうでしょうか。

(なし)

#### ○ 樋口博己委員長

そうしましたら、少し違うテーマで、前回もう一つ宿題がありました9条のことで少し説明をいただいて、この辺のところを確認させていただいて、再び前文について改めてご意見賜ればと思っております。

資料4についてですが、これは理事者のほうですね。理事者のほうから説明をいただきたいと思えます。

#### ○ 稲垣市民文化部政策推進監

政策推進監の稲垣でございます。

第9条のところにつきまして説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの9条の当初条例案、右側でございますけれども、窓口となる部署を設置するとともにということでありましたけれども、地方自治法の158条の第1項のところこういう

った条文がございまして、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務分掌をさせるため必要な内部組織を設けることができる。その場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例で定めるものとする、こういった一文がございまして、内部組織をつくることにつきましては、長の専属の権限というようなことになっておりまして、このあたりを、部署を設置するという表現から少しやわらかくといいますか、窓口、その事務を行うところを明確にすると、窓口を明確にするという形での修正案ということで事務局さんのほうにお考えをいただいたというようなところがございます。

以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

総務課のほうに確認しまして、疑義があるということではないが、おそれがあるというようなニュアンスのことで回答をいただいております、案といたしましては窓口を明確にする、このぐらいの表現でどうでしょうかということでも回答いただいております。

これに関しまして、皆さん、どうでしょうか。趣旨としては共有されていると思っております。

#### ○ 中森慎二委員

それはそういう解釈なのかもわからないですが、でも、その後段のほうの財政的支援等適切な施策を実施するものとするということも、市長の、行政の範疇ですよ。それを言い切っているのであれば、そんなに気にすることはないんじゃないのかなという気はするんですけど、組織的なことだけを緩めて、あとの財政的な支援というのは市長の行政権の話ですよ。

だから、議員発議という側面なので、そういうところは常に裏腹であるとは思いますが、そこのところだけ気にするのであれば、ほかのバランスももっと気にするところが出てくるんじゃないかなというふうに思うので、ちょっとこれ、私の意見ですけれども。

#### ○ 樋口博己委員長

今、中森委員からございました後段の財政的支援という文言につきまして、同じような

趣旨になるんじゃないかというようなことなんですが、理事者の皆さんのほうでこれに対しての見解としてはどうでしょうか。

#### ○ 前田市民文化部長

私どもも、こういうふうにやらなければならないというふうに、そういうふうな申し上げ方ではなくて、より、そういうふうなおそれがある、指摘があるということを踏まえた上で、どのような表現が適当であるかということで、考え方の一つとして、こちらとも調整した上でお示しをさせていただいてという意味でございます。

そのあたりのところについては、ちょっと意見がある面で分かれるところはあるのかもわかりませんが、理事者としての考え方としては、部署を設置するとなると、長のほうの権限の側の内容として読み取られるというふうなおそれも高いのではないかというふうには思っております。

#### ○ 小林博次委員

言葉の使い方の説明を、当初案は窓口となる部署を設置すると、こういうことなんやけど、そのあたりが若干問題ありということで修正案、窓口を明確にする。

前段は部署がないからつくと、こういう問題提起になっているし、修正案のほうは窓口がはっきりせんから明確にすると、こういうことなんやけど、あと、市民協働という運動の性格からいくとかなり大きなウエートをこれから占めてくる。そうすると、今あるところでちょっと片手間にやってもらおうかということでは対応し切れやんと思っておるんやわ。本格的に取り組んでいこうとすると、窓口、新たな部署をつくって対応するということのほうが大事ではないかと思うんやけど、そのあたり、ちょっと考え方があれば聞かせてもらいたい。

#### ○ 前田市民文化部長

これから行政としてどういうサポートをしていくかということに関して一定の、職員の側もそういう能力をより高めて、やっぱりよりわかりやすいそういう部門があるほうがよりベターだというふうには思います。

#### ○ 小林博次委員

であるとするなら、修正案を明確にではなくて、例えば市民課を窓口にだとか、きちっとしたほうがええんじゃないですかね。それで考え方があれば聞かせてもらいたい。明確と言いながら不明確なことなんやね。

○ 樋口博己委員長

市民文化部というふうには限定していないですね、明確というのは。どこかにつくるといふふうにはとれますね、確かに。

○ 小林博次委員

新しくつくって設置したほうがええと思うんやけどな、実際には。

だから修正案でないほうが、原案のほうがベターではないかと思っておるんやけど。

○ 前田市民文化部長

この辺は表現方法で、あくまで議会のほうのご審議で成立していただくということであろうとは思いますが、明確にするというのが、やはりもうちょっと曖昧ということであれば、このあたりは、もう少し踏み込んで設けるといふような表現に踏み込むということも、それは私の個人的な考え方としてはいける、可能ではないかと。

というのは、先ほど全体として、やはり市の理事者の長の取り組みの部分の表現もこの条例には含まれておりますので、そのあたりはある程度、部署となるとより明確になりますので、窓口を例えば設けるといふふうな表現ぐらいまでならギリギリどうでしょうかという思いはあります。

○ 加納康樹委員

まず正副でというのか、提案をしていただいた窓口を明確にというところで問題がないのかなというふうに私は個人的には思っていますが、これ、ちょっともう言葉遊びみたいなものですが、修正案で窓口を明確にするというのと、もし、窓口となる部署を明確にするとしたら、その二つに何か違いは生じますか。部署を明確にするという表記にすると……。

○ 樋口博己委員長

部署を設置ではなくて、部署を明確にするという。

○ 加納康樹委員

明確にするという、そういう表現にした場合との差異というのは。

○ 前田市民文化部長

これは、部署そのものを特定して設けるというような行為には至っていませんので、そういう表現もあり得るかなとは思いますが。

○ 加納康樹委員

そのほうがより法務的にグレーに近づかずにはっきりできるのであれば、そういう表現もありかなというところが一つと、それと、先ほど中森委員のほうからおっしゃっていただいた、一番後段、財政的支援等適切など。ここも言い切りなんですけど、多分全般を眺めると、言い切って行政に何か求めているところは全て、ここの当初条例で部署を設置というところは言い切りでしたけど、あとは、言い切りの前に何とか等というのが必ず入っているように思うので、それで逃げているんじゃないのかなという思いもするので、唯一、等とかいう表現でなく言い切っているこの部署を設置というところは、何らかで修正案なのか、今、私が言ったような部署を明確なのか。どちらがいいとも私は言い切りはできないんですが、そういう形でより疑義がないような形にしていただければというふうに思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

済みません、確認なんですけど、この後段の財政的支援というところも、これは等があるから少し逃げているということでもいいですか。

○ 加納康樹委員

ほかの条文のところも、するものとするという表現のところの施策には必ず等を放り込んでいるはずなので、それで逃げているんじゃないのかなという思いがあるんですが、法務的なところであれば教えてほしいんですけど。

○ 樋口博己委員長

この辺のところについて、どうでしょうか、理事者のほうで。

○ 稲垣市民文化部政策推進監

加納委員がおっしゃられたようなところはあるかとは思いますが、今回のところで、例えばここで窓口となる部署を設置する等という、例えば形に変えられるといたしますか、そういうようなことではないですか。

確かにおっしゃられるようなところで財政的支援等ということで、一つの例という形でとれるところはあるかと。第15条のところでも財政的支援ということで、こちらも努めなければならぬということ、努力という形ですのではっきりこれをしなさいということではありませんので、そういった意味合いのところはあるかとは思いますが。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

修正案と条例案のところの明確にと、となる部署を設置というのは根本的にかなり違いますよ、これ、意味が。一方で、設置をするということをやったおいて、片一方は明確にするということで、そこを、おぼろげなところで妥協させるような大きな違いが私はあると思うんだけど、この文言だけを見るとまずいでしょう。明確にするだけであることに対して、片方は設置をするというふうに言い切っているんで、大きな違いがあると思うんですけど、私はそういうふうを感じるんですけど、理事者のほうはどういうふうに、この文言の違いで。

明確にただけですよと言うだけと、片一方はきちっと設置をするという文言になっておるんですけど、似ていてかなり異なるものやというふうに感覚は受けるんですけど。

○ 樋口博己委員長

ちょっと一つ確認なんですけど、総合的な窓口を設置するということを強く求めるというのがこの委員会としては意向だと思っています。その上でどういう表現にするかという

ころだと思っているんですが、今、早川委員の質問に対して理事者のほうでどうでしょうか。大分違うんだけれどもどうなのかというところでは。

#### ○ 前田市民文化部長

基本的に部署を設置というような、いわゆる規定の仕方をしますと、そういう自治法のいろんな趣旨からして長の所管事項をここに明記するような形になりますので、それが適当かどうかということ考えた場合に、やはりこの条例全体の趣旨からそこまで触れるのがいいのかどうかということでもちょっとご議論をお願いしているわけなんですけれども、確かに明確にするとなると幅があるというのは私も感じるころではございますが、ここを、部署を設置というようなことをもし使わないとすると、このような表現になったという、提案の一つの考え方としてなったということでもございまして、この辺をもう少し踏み込んだ表現とするかどうかということもございまして、その辺については、ちょっとそういう整理をしていただくかということになると思うんですけれども。

#### ○ 樋口博己委員長

それぞれご意見をいただいておりますが、一つ確認を皆さんにしたいんですが、この当初条例案に対して、修正案は大分曖昧になっているんじゃないかというご意見もありますので、例えば、市は市民協働を推進するため、市民活動の総合的な窓口となる部署を設けるとともに、設けるというようなことで。加納委員ですかね、設けるという文言を提案いただいたのは。違いましたっけ。どなたでしたっけ。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

部署を明確にするということのようなご提案をいただいておりますが、このあたりで皆さん、確認いただけますでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

ちょっと持ち越し持ち越しもおかしな話かと思うんですが、その辺のそれぞれのニュアンスが法務的にどうなのかということも次回までで正副、事務局でお調べをいただいて

というのでいいんじゃないのかなと思うんですが。

○ 樋口博己委員長

それでは、加納委員からご提案がありましたので、この辺、ちょっと法制等も確認して、次回、今回のご議論を受けて、改めて修正案を提案したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

趣旨としては、当条例の中で設置を求めていくということで、その辺のところは確認されていると思いますので。

○ 小林博次委員

答弁を求めておけばよろしいやんか。

○ 樋口博己委員長

それでは、この特別委員会の意向を受けて設置するということの確認なんですが、この条例文を書く書かないというところではなくて、設置するという意向があるのかどうなのかについてお答え、考え方をいただきたいと思います。

○ 前田市民文化部長

今の市民文化部としては、この条例の審議というのは十分私も熟知しておるつもりですので、こういった窓口を設置するという考え方の方向で取り組みたいと思っておりますけれども、最終的には市長の判断もございます。

ただ、基本的に条例の趣旨というのも十分踏まえた上での組織体制というのは市としても考えていかんならんだろうというふうには思っております。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

それでは、少し次回に持ち越しになりますが、法制等も確認した上で、表現として明確にするというところよりもう一步踏み込んだ表現でご提案をしたいと思っております。

それでは、前文に戻らせていただいて、ご意見がございました方、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

#### ○ 山本里香委員

私は後から入ったものですから、多分この修正案として出していただいた案は、これまでの皆さんのいろいろな苦難の審議の中からそれがあらわれている文章を要約したものだと思います。ただ、それが大切だということなのか、新案というのは、本当にシンプルだけれども、そぎ落とされて完成度の高い文章です。これは、もちろん大前提としてのことなので、どこのまちでも使えるような本当に完成度の高い文章だと思うのですが、だから、どちらを審議の、それを読み取れるという点では修正案だしということで、私個人としては、もう皆さんに判断をお任せすることになると思います。その中にずっとみえたということは皆さんなのでと思います。

ただ、感想として、この二つを見比べたときにその違いがあるのではないかなと。ただ、全体の、もう一つ前の修正案から直していただきましたので、本当にこれも整理をされたとは思いますが。意見です。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

#### ○ 芳野正英委員

私も前文と実際の条例の中身とのそごが、余り文章の差があり過ぎるのもちょっとあれかなと思いますし、逆に言うと、第4条のところには、市民とは市民協働の意義を理解するというふうな文章が入っていて、四日市における市民協働の意義の過程がこの資料2のほうの修正案に入っているのかなと。資料3だと逆に平易になり過ぎるのと経緯が入っていないという部分でいうと、あとは議会発議であるという部分でいうと、市議会も自治基本条例を制定しながら取り組んできたんだという部分もやっぱり入れ込みたいなというふうに思うと、資料2の前文修正案のほうがいいのかなとは、取りまとめて新しい試みをしていただいた正副の委員長には申しわけないですけど、修正案かなという部分も感じます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

きょうで前文をコンクリートするということではないと思っています。できればきょうでおおよそ固めていただいて、本文、また逐条解説というところの議論に今後も及んでいくと思いますので、最終段階で確認するという場面も持ちたいと思っております。

そういった中で、今のご意見の中で、私の感じ方といたしまして資料2、今までのものの修正案で、一旦これを基準として進めさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、前文に関しましては、まずはこの資料2の文言で条例の中身の課題点の抽出のほうの議論を進めていきたいと思えます。

○ 小林博次委員

それでいいですけども、新しく提案された中に地域社会をめぐる環境が大きく変わりという問題提起があるので、その辺をどこかに挿入できないでしょうかね。

それから、もう一つは、資料2の下から3行目で、市民活動が公共の場で果たす役割の大きさ、これが地域社会をめぐる環境が大きく変わってきたから役割が変化するわけね。それと市民活動の必要性が生じてきた、だから市民活動が必要ですよというそういう文言が入らんかなと。入らなくてもいいですけど、一遍検討してください。

○ 樋口博己委員長

それでは、少しその辺も含めてどういうふうに盛り込んだらいいのかということ、エッセンスをどう入れていくかということを少し考えさせていただきたいと思えます。基本はこの資料2ということで、確認いただいたということで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、先般お渡ししてありました10月8日付の資料2をお持ちでしょうか。各条例文についての今までの議論した、また課題を抽出した資料なんですが、お持ちでない方、おみえになりますか。

10月8日付の資料2というものです。条例全体のそれぞれの各条例に対して議論した点、また抽出した課題を上げてあるものですが。

今まで条例文の内容について、かなりの議論をしてまいりました。記録も残っております。少し今後のスケジュールの正副の考え方をお示しさせていただきたいんですが、きょうと次回の11月21日で課題点を抽出いただいて、11月21日が終わりますと11月議会が始まります。終わればもう年末年始ということになりますので、できれば今回、次回で課題点を抽出いただいて、年明けの日程も後ほどご提案させていただきますが、2月定例会議会までの1月に1回、2月にもう1回、年明けで2回ぐらい持ちたいと考えております。

その年明けの1月の日程のタイミングの1週間ぐらい前に、ご指摘いただいた課題等を踏まえて、正副のほうで逐条解説の案を出させていただいた上で、逐条解説を1週間前にお渡しさせていただいて、目を通していただいて、条例文の全文、逐条解説も含めて、改めてご議論をいただければなと思っております。

当然条項によっては、これは逐条解説で盛り込んだほうがいいんじゃないかというようなご意見の集約もされた点もございますので、少しそんな作業をさせていただきたいと思っております。

こういった進め方に関しましてご意見ございましたら。よろしいでしょうか。

(異議なし)

## ○ 樋口博己委員長

それでは、まずは、今回と次回で課題等をまた確認することと、逐条解説の書き方、この辺を逐条解説に書き込んだらいいんじゃないかというようなご意見をいただければと思っております。

ご意見のある方は挙手にてお願いしたいと思います。もしあれでしたら、少し休憩を入れさせていただいて、例えば11時まで休憩を入れさせていただいて、資料に目を通していただいて、その上でご意見をいただくということにしましょうか。

○ 豊田政典委員

今議題にしようとしているのは全条を通じてどんな意見があるか。

○ 樋口博己委員長

今まで議論してきた論点、意見等がこの資料に集約されていますので、改めてこの点は少し議論なり、確認する点じゃないかということがありましたらご意見をいただきたいというような時間です。

○ 豊田政典委員

ここに書いていないことで。

○ 樋口博己委員長

書いていないことも含めてです。ここに盛り込まれた点で足りない部分ですね。またもう一步踏み込んで、ここはこういうことでよかったよなという確認事項も含めてですが。これを基本に逐条解説、一旦つくってくれということであれば早速作業に入らせていただきますが。

○ 小林博次委員

それはそれで結構やと思うんですけど、それで、どうしてこういう条例をつくる必要があったのかという背景みたいな、その説明をきちっとしたほうがいいと思うんやわ、そこら辺が一番大きなウエートを占めるかなと。よろしく。

○ 樋口博己委員長

その辺のところは、この場で私どもが発表、ご提示したほうがいいという、ではないですか。

○ 小林博次委員

そういう部分も含めて解説として出してもらおうほうがわかりやすいよと、条文だけと違って。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

○ 芳野正英委員

よくあるのは前文の逐条解説にその辺が入っておるといふがあるので、前文で整理された部分からさらににじみ出る部分を書いたらいいのかなというふうに思いました。

○ 小林博次委員

それぞれが前文を提案したときに思いをようけ書いてあったと思うんやわ。だから、そこら辺をちょっとひもといていただいて、条文に入るものがあるのなら拾い上げてほしいなど。表現の方法は変わっていいですから。

○ 樋口博己委員長

わかりました。その辺のところは、次回までに先行して逐条解説の前文だけご提示したいと思います。

○ 小林博次委員

全部やろう。

○ 樋口博己委員長

全部の逐条解説は、ちょっと次までにはつくるのが時間的に難しいので。

○ 小林博次委員

委員長に任せる。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

じゃ、11時まで休憩させていただいて、11時以降でご意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

暫時休憩です。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員長

それでは、皆さんおそろいになりました。定刻になりましたので、特別委員会を再開したいと思います。

先ほど条例の本文についての確認、また、課題抽出というところのご議論なんですが。

○ 豊田政典委員

まず、何回も話したことはあるんですけど、資料2にないやつで、基本理念第3条がありますやんか。言葉の使い方として、何々に努めなければならないと書いてありますやん、全部そうか。基本理念なので、ならないという表現はちょっとそぐわないのかなということも思っているんですよ、例えば第1項なら市民自治の実現、とにかく努めなければならないというのは理念としてはそぐわないんじゃないかということ一度議論してほしいなというのが一つ。

それから、第4条から第8条の言葉の使い方なんですけど、第4条が「努めるものとする。」となっていて、第5条以下は「なければならない。」、第6条「なければならない。」、第7条「ものとする。」、第8条「ならない。」「ならない。」。ここがそれでええのかどうか一回確認したほうがいいのかというのが新規の問題提起です。

あわせて、前回の資料2でたくさん出てくるんですけど、とりわけ後ろのほう、例えば資料2の11ページのところに根本的な問題提起があって、一番下、条例が想定している支援を全体で合意できないのではないかと、そのことがほかにも出てきます、その後も何度か。何をすればどういう支援が受けられるというのが合意できていないんじゃないかという問題提起がありますよね。だから、合意していない部分がここにはたくさん書かれているにもかかわらず、そのまま逐条解説というのは書けないんじゃないかと僕は思っています、未合意の部分を一個一個潰していく必要があると思っています、進め方として。

以上です。

## ○ 樋口博己委員長

11ページの一番下のところの合意できていないというところと、もう一つは、済みません、どこのことを言われました。

## ○ 豊田政典委員

この資料の作り方が解決しているやつも書いてあって、していないやつもまざっているので全部正確かどうかはわかりませんが、2ページの市民活動団体の定義についてとなっているところがあって、他市事例を調査ということを確認で終わっています。これは解決したのかどうか、ちょっと記憶が曖昧で申しわけないですけど、というようなところ。

それから、4ページで言えば、黒四角を全部言っていますけど、市民参加を市民活動にしてはどうかというところ、第6条と第7条の入れかえ。5ページで言えば計画の策定について。だから、黒四角が論点になっていて、未解決のやつがかなりあるんじゃないかなと思っているんですけど。一回言うてもいいですけど、ほとんど全部です、黒四角。

## ○ 樋口博己委員長

そうしましたら、ちょっと一つずつ確認したいんですが、まず、黒四角は全部という意味合いですか。

## ○ 豊田政典委員

記憶が曖昧なところがあるので、中には解決、合意できたやつもあるかもしれないなと思いつつ読んでいるんですけど、これは未合意だなというものもあるし。

## ○ 芳野正英委員

まず、豊田委員のおっしゃった基本理念の部分は、通常ならならぬと書いてある部分もありますし、それ以外のもあるんですけど、三つともならぬになっているのが違和感を感じるとおっしゃいますが、条例のほかのいろんな部分でいうとそれほど違和感のない。要は、基本理念は役割の上部に位置するものなので、役割もそれにあわせて努めるものとするというような形で整理をされているので、これは極端な書き方じゃないのかなというふうには私は思います。

あと、恐らくご指摘をいただいておった第15条の財政的支援が最後の積み残した議論か

なというふうに私も思っていたんですが、この平成25年5月21日委員会と、それから、平成24年10月29日委員会で、私のほうから豊田委員に、どういうところを議論すべきなのかというのを出してくださいという話を再三にわたってお話ししていて、要は、私としては、ここの部分は今後の規則制定等々で制度設計していけばいいじゃないかという話をしている、いや、そうじゃないんだというところのお話だったので、これは、再三についてそういう形で、まず、どこを議論したらいいのかというの、私としては余り感覚がないんですよ。だから、そこを出していただきたいというのを再三お話しさせていただいておることが1点。

それから、さっきおっしゃっていた市民活動、4ページの市民参加を市民活動にしてはどうか。これはそのとおり、おっしゃるとおりで、平成24年7月22日の委員会で、同じように1ページに、同じような文言を使うなら、全体的に整合を図ったほうがよいのではないのかと。これ、その意見を出された議事録を見ていると、この問題提起があつて、1ページのように、じゃあ、もう一回文言を整理しましょうよねという話になって、やっぱり確かに終わっておったかなと思うので、この部分は、確かにこの第6条の市民参加、市民参加という言葉は第6条しか出てこないの、これを市民活動にしてはどうかというご意見だったんですけれども、そこはちょっと確かに積み残しになっているので、これを市民活動に変えてもいいのかなと。

ほかにも1ページで指摘があるように、全体的な文言の最終チェックはやっぱりせないかなのかなというふうには思いますけど、だから、論点として考え得るのは、さっき言った豊田委員の第15条が議論としての論点、後は文言のチェックかなというふうに思います。

#### ○ 豊田政典委員

第15条関連で、確かに芳野委員から問題点を提出せよという意見をいただいたんですけど、あのときに小林委員に言われて、個々に出しておったら進まへんもんで、委員長のほうが整理したものということになったと思うんですよ。

とにかくこの財政的支援、サポートの部分については最大の未合意部分だと思うので、この条例の骨格にかかわるので、ここは改めてやらないと、みんなでつukれないかなというところですよ。

#### ○ 小林博次委員

大まかめで逐条解説になるんやけど、本気でやると、また条文をつくっておるより難しい論議になってしまうので、そうならんように、市民目線でわかりやすく説明するような程度にとどめたほうがいいと思うんやけど、市民自治基本条例のとき、実は逐条解説は論議していないんです。ややこしくなるといかんから、もう認めてくださいという程度で終わったんですけど、後で振り返って読んでみてもそんな問題があるというふうには思えないので、だからご配慮いただきたいなど。あまり掘り下げて論議するとまた收拾がつかなくなってくるなあかんので。

### ○ 芳野正英委員

その場は確かにそういう形で、たぶん時間も最後の最後だったのでそういうふうに委員長は引き取られたんだと思うんですけど、これ、確かに2年間ずっと議論していて、僕も豊田委員の問題意識もわからんでもないんですけど、逆に言うと条文、我々としては条例をつくっておるものですから、条例をつくって、中身の細かい財政の仕組みをこの条例の中に入れ込むならともかく、そうでないならば、これはやっぱり行政が提案をする。もしくは議会からもこういう、今後の財政的支援の制度というのは提案をしていったりする部分でもあるんですけど、条例をつくるという部分の特別委員会の目的の中でいうと、そこまでの深い議論は要らないんじゃないかという話をさせていただいて、ただ、やっぱり、いや、それではだめだということという、多分、豊田委員も、こういう文言があることよってのマイナス部分というか、懸念を思われて議論はされたいというふうにおっしゃっていると思うんですけど、そこを、どういう懸念があるのかをちょっと僕は知りたいですよ。そうでないと今後のこの議論がよくわからないので。

### ○ 豊田政典委員

第15条関連で言えば、ずっと議論してきた話で、どこまでさかのぼって言えばいいのかわかりませんが、僕が途中で提案したのは、既に市がやっている事業の委託的なところ限定するというのも一つじゃないかという意見を出しました。それに対して、そうじゃない、中村委員なんかも新規提案のやつを公共性があれば認めていってもいいんじゃないかと。ここは分かれていましたよね。そここのところが未合意のまま今に至っていると。

だから、条例をつくっているんだけど、この条例によって新たな事業制度であったり、そういうものができていくわけで、思っているところが違うまま最大公約数だけ条文

でいいんだというのでは余りにも無責任かなと思っているんですよ。

何を恐れているかということ、わかりやすく言えば、今以上に補助対象事業というのが拡大して行って、新しい公共とは全く逆の方向に行っちゃって、また市民協働を考える場合の根本的なところが市民の意識だと思うんですよ。自分たちも一緒になってまちづくりをしていくと、それが制度内容によっては損なわれていく可能性があるんじゃないかと、補助金の見直しに関係ある部分ですけどね。だから、そのあたりをできる限り合意する議論が必要かなということはずっと言っているし、まだ合意できているとは思っていません、僕は。

#### ○ 樋口博己委員長

傍聴の方がお一人お見えになります。

#### ○ 芳野正英委員

その懸念はずっと初めから抱えていただいている懸念で、じゃあ、その懸念を払拭するためにどう条文に盛り込むべきかというのはこの特別委員会の議論で、中身の仕組みをどうするかはまた別の場なのかなというふうに思いますよね。予算に上がってきたときでも、この条文をもとに、これは違うんじゃないかということは指摘できるので、豊田委員がおっしゃるその懸念を防ぐためには、じゃあ、この条文をどういじったらいいのかというのが議論であって、今後、どういう仕組みを構築すべきかは、この条例をつくるという特別委員会の場ではないのかなというふうに、この一部の特別委員会の委員だけで議論する話でもないのかなと思いますので、そこなんです。

だから、もし、確かに野放図に広がるという懸念はもうおっしゃるとおりなので、それを防ぐために、じゃあ、条文でどう抑制をすべきかというご提案がしかるべきかなと。我々としては、僕はこれでいいと思っているんですけど、それでは広がるのであれば、ここをどういう形でいじるべきなのかというところだと思うんですけど。

#### ○ 中森慎二委員

私も芳野さんの意見に賛同なんですが、我々は議員発議の中で市民協働条例というものをつくって、その流れを受けて理事者側が促進をしていただく。その目的の中で条例化を進めていると。この第15条の基金制度等ということの整備と、もう一つは財政的支援をす

るように努めなければならないという、このこと自体に異論があると。例えば、財政的支援に努めなければならないということの条文に異論があるのであれば、また別の話だと思っただけけれども、それを了とするのであれば、あとの制度設計は、この条例が施行されて以降、理事者側のほうでどのような基金制度がいいのか、あるいは財政的支援というのはどうあるべきなのかと、より具体的な制度設計をして、それをまた議会側にも当然説明があるだろうし、それに伴って、当初予算の中で予算計上というものが市長の執行権の中でされてくると。そのときに、我々は、それが本当に適切なのかということ、またフィルターがかけられるという部分でいくと、ここの委員会で求められているのは、この条文を定めていくということの領域でいいのではないかとということで、私は、芳野さんが言っていることで整理できるのではないのかなと。

もし、仮にこのこと、具体的に基金制度とはどうなのかと。あるいは財政的支援というのはどうあるべきなのかを全てクリアするということはちょっと不可能じゃないかと。それは、もう行政側の領域にお任せする部分でいいと、私はそういうふうに思うんですけどね。

## ○ 川村高司委員

先ほどの、近年、地域社会をめぐる環境が大きく変わりという文言を入れたほうがいいというお話等々ありましたけれども、この市民協働条例というもの自体は、他都市で見れば、もう10年以上前に制定されている地域もあれば、特に言葉自体は目新しいものではない、そんな中で、国は財政的に逼迫しているので消費税を上げましょうと。

じゃあ、四日市はどうなのかと考えれば、交付団体、要は交付税をもらって、自主自立の財政運営ができていないという状況の中で、この市民協働条例というのは財政出動ありきだけの意味合いに見てとれると。

だから、東北の被災地で、前もご紹介させていただきましたけれども、地域のおばあちゃんが、被災した駅のホームを掃除するのに、みんなで500円持ち寄って、掃除道具を買ってというのも市民活動の一端だと思うんです。

なので、例えば、四日市市が交付団体を卒業して自主自立の財源でやっていけるのであれば、皆さんに市民協働のプラスアルファ財政出動もできますよと。でも、今は国のほうから税金をもらわなければ自主自立できないので皆さんの協力をお願いできますかと。要は、単なる市民活動の支援を一方向的にするのではなく、市民の方々からの寄附が全てで

はないんですけれども、持ち寄っての市民活動、市民協働というものも包含したような条例づくりでないとなすとすごく違和感を感じると。

なので、一方的に、先ほど豊田委員が言われている野放図という用語がありますけれども、財政出動一辺倒でいってしまうと、どこまででも青天井でいってしまうんじゃないかというのが懸念されると。なので、あくまでもちょっと近年の状況を、消費税増税とか、そういう社会情勢も鑑みて、今の本当に市民協働条例というのをつくるべきではないかという、これはあくまでも意見です。

### ○ 中森慎二委員

まさに川村さんがおっしゃるとおりだと僕も思うんですよ。

だから、この条例が財政出動ありきということではなくて、例えば基金制度等ということも、今おっしゃったような市民からの基金を募るということも含めてのことだと思うし、あくまで税収だけを用いるということが原資ではないと私は思うしね。

もっと言うと、新しい公共という見方の中で、行政が担うよりも、NPOだったり市民協働の団体が担っていただくことによってトータルコストが下がるということの中で、当然行政が出すべき予算が少なくなるということもあり得るわけであって、だから、そのところ、包含的にトータルで考えていく中においては、全く川村さんのおっしゃることと一緒に思うんですよ。

だから、極めて限られた財源の財政出動だけを求めているこの条文、あるいは条例ではないんじゃないかなというふうに、全く同じ僕も意見だと思うんですね、そういう意味では。

### ○ 樋口博己委員長

先ほども前文のほうを議論させていただきましたが、前文の逐条解説の中で、そういった精神的なところを、まずはどこを目指すのかということ、財政出動ありきではないということ、しっかり逐条解説で盛り込むところなのかなと思っています。

### ○ 川村高司委員

なので、高度成長期であれば富の再分配という意味での交付税というものがあつたんでしょうけれども、これからは誰が負担するかという負担の分配を議論していく。要は誰が

負をしょい込むんだという、だから、そういう部分、側面の市民協働というのも今後は、今の時代の市民協働の新しい地方自治というのは考慮すべきかなとは思いますが。

#### ○ 樋口博己委員長

少し観点が違いますが、登録制度なりという議論をさせていただいたと思います。その中で、保険の関係で何人だという話もあったんですが、地縁団体をどうするんだという議論もあったと思いますが、逆にその辺のところ、手を挙げればエントリーいただいというような団体は、あえて財政支援は求めずに、私たち、こんなことをやっていますという意味でそういう手を挙げていただくような議論もさせていただいたので、それをしっかりと、この委員会としても確認されている部分かなとは思っております。

豊田委員からの、黒四角のところを確認すればというようなご意見もあったんですが、基本的にはこの第15条まで、第12、13、14、15条が一番の今まで議論してきたところであるし、逐条解説の中でもどう書き込むかというところが今後の議論になるのかなとは思っております。

#### ○ 川村高司委員

第15条を議論すると、どうしても第9条が引っ張ってこられることになるかと思うんですけども、ここではもう意見なしというようなまとめ方になっていますけど、どうしても第9条は引っ張られて、関連するのかなとは思いますが。

#### ○ 樋口博己委員長

他にご意見、よろしいでしょうか。

#### ○ 芳野正英委員

今のご指摘はそのとおりで、第9条があつて、それをもとに第12条からの各施策が入ってくるのかなと思うんですけど、先ほど川村委員がおっしゃるような財政一辺倒ではないよというのがまさに第9条に出ているということですよね。要は活動場所の提供だけじゃなくて、市民協働の場合、人不足というのもあるわけですよね。それは、その活動自体を届け出制にして広めることで、僕もこの前お話ししたみたいに、そこで活動の紹介によって、そこに参画してくれる人をふやすと。これは、市がそのホームページをつくるという

部分の財政的支援はありますが、はっきりいって、お金をかけずに市民協働をやっている活動団体に人が入ってくる仕組みの一つをつくるということになってくると思うんですね。

だから、この第15条だけに特化をしていると、財政一辺倒の条文というふうに思われるかもしれないですけど、市の施策としては、さまざまやっていって、いろんな部分で市民協働を応援していこうよというようなところのことなのかなというふうに思うと、こういう形での条文整理で進めていけばいいのかなというふうに思うんですけどね。

#### ○ 川村高司委員

どうしても頭に入れられている市民協働という具体の事例が、皆さん、おのおのあるかと思うんです。NPOが主体になっていたり、自治会が主体になっていたり。私の場合はPTAとかが主体になっているので、今まさに、本当にPTAの役員とかなり手がいなくて困っていて、小学校をやってしまったら、もう後、中学校もエスカレーターでというような状況を何とか打破してみんなで作っていくんだよという本当に市民協働というか、全員参加の啓蒙活動を、それを行政がバックアップしていただけると非常に助かるなとは思っています。どちらかというと、そういう人の不足の部分を補うようなところの思いが私の場合は特に強いものですから、金をくれるよりは人をくれという。だから、どうしても意見がそっちのほうに偏ってしまう傾向があるのかなと思うので、ちょっと皆さんのイメージしている、従来から、ずっと前から議論されているのとちょっとチャンネルにそごがあるかもしれませんが、とりあえずそういう意味合いのものがこの条例の中に包含されるとよりいい形になるのかなと思うんですけど。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

#### ○ 小林博次委員

現状は、もう第9条でも出てくるみたいに、政策的にさまざまな視点があるわけね。むしろないとすれば、市民運動の側に何か政策的なものがあるかということ、ちょっと単品で先がうまくいっていないなというのが感じられるけど、政策的な支援だけじゃあかんよと、きちっとお金も出してやらんとあかんよというのがこの市民運動支援の入り口の段階の条例ではないかと思っているんやけど。進化していくと、また変化してくる。

例えば、論議している最中に、これ4年ぐらいかかっているわけで、市民団体の側は、議会の問題提起はええなど、もう既に基金制度をつくって、一般市民からお金を集めて、集めてくれた団体がさまざまな行事をやっていると、それにあわせて分配をしていく、こういうやり方でスタートしたわけね。運動としてはまだ浅い、深みはまだないんやけど、これ、もっと深みが出てくると、行政側ともっと関連が出てくるかなというふうに思っているわけやけど、それはやっぱり政策誘導と合わせて財政支援もやっていかないと、財政支援をやるためには、出し勘定ばかりでええのかと。行政側がやっているコスト削減とか、そういうことと合わせて、官がやらなくても、その分民がやればコストが下がるだとか、経費が浮いてくる部分が出てくる。

だから、一方的に損するという事でもない。とりあえずは、やっぱりこんな格好で集約して、負担もありの中で次の問題提起をしたほうがいいのかと違うのかなと。一遍に100点をとりに行くとなかなかとりにくいと思っているんや、手間がかかり過ぎて。論議にまた1年かかったかという、かからへんやろうけど。

だから、個人的にはここで言いたいのは、委員長のサイドでまとめてと。

## ○ 川村高司委員

勉強にと思ひまして、先ほど小林委員から紹介された民のやっている、四日市大学でやられたのを拝見しに行ったんですけども、率直な感想を申し上げますと、あくまで私の主観なんですけれども、いいこと自慢をプレゼンで、こんないいことをやっているから財政支援をしてくれという、それが日本人気質に合わないような、いいことは黙って、例えば、寄附行為とかでも、本来の寄附って、別に名前を公表するよりは黙ってするような、タイガーマスクじゃないですけど、売名行為に使うものでもないし、いいことは黙って、どんどんどんどん率先してやっていただければいいことなので、ところが、いいことをやるためには金が要ると。こんなにいいことをやっているんだというのを褒に競い合っている、それで金額が増減するというのは非常になじまないなというふうな個人的感想を抱いたので、ボランティア活動というか、本当に地域のためにやっているのに、だからこれだけ、それにランキングをつけて、30万、20万、10万とか、いい活動にはそんな、どうなんですかねという、個人的には、あくまでも感想ですけども、違和感を感じたので、財政出動ありきのような条例というのにはすごい抵抗があってという意見です。

## ○ 芳野正英委員

それを言うと、もうその民間企業の新規事業に対して、国や市、県が補助金をつけるのもおかしいという話になってきますよね。要は、民間の新規事業に対して、今、いろんな補助金が出ていて、それはなぜかという、収益を上げて雇用をふやしたりとかという公益性があるからそういう部分に補助金をつけていると。これも一緒に、いいこと自慢というか、それは何かという、公益性を高めておるからこそやれるわけで、皆さんが、集まっておる人たちの飲み食い代をふやすわけじゃないですよ。

ただ、そこがまさに市民協働のあり方を支援するという部分はそこなんだと思うんですよ。そこを、逆に言うと、今までは何もせずじゃないんですけど、旧来の概念で補助金を出していたのを、そうじゃなくて、政策コンテスト的な形でああいうふうにするという部分で補助金を出すという新しい仕組みに変わってきたんだという考え方を持っていただいたほうがいいのかなど。

## ○ 川村高司委員

民間企業がやる事業というのは、法を犯さない限り利潤、利益追求なので、そういうものとボランティア活動というものは全く違うものなので、非営利団体とかいろいろそういう呼び方の団体もあれば、本当のボランティアで子供たちの安全のためにというのでやる活動もあれば、それは別に利潤を追求しているわけではないので、手弁当で、できる範囲でやりましょうよと。なので、自分たちが活動、要は自治活動としてしなければならない活動と、やりたくてやっている活動とは明らかに違うので、そこは明確に線引きしないとだめな部分で。だから、自治会活動というのは必要なもの、なくてはならないもの、ところが、NPOとかというのは勝手連であると。やりたくて集まって、この指とまれで集まっている人たちの活動なので、そこは明らかに違う線引きが必要ですし、それと、また民業がやっている事業とは全く違う。

だから、それを、税という公金をどういう分担で分配するかとかという議論をする上では、民業もこういう市民活動も一緒にくたでは議論はできないですよ。

## ○ 芳野正英委員

その議論も前やったので、これはまた別の機会で川村さんとしたいと思うんですけど、じゃあ、条文をどう変えたらええんですかということです。多分それに対する、僕も反論

を今すぐでも言えますけど、そうじゃなくて、その議論にかかるとまた長引くので、ここは条例をつくるための特別委員会なので、そういう川村さんの思う形をどういう形でこの条文に落とし込んでいったら、川村さんが思う部分。

それから、確かに人手を、人と人のつながりをふやして人不足を解消するためには、ここにどういうものを盛り込んだらいいのかというのが、この委員会の議論かなと思うので、そこなんですよ。その根本の消費税どうこうの話から読み解いたら、多分僕らが歳をとっても全然結論に達しないと思うので、そうじゃなくて、条文として何を落とし込んでいくか。お二人の思う議論をどういう形でしたら、ここに盛り込めるのかという部分の意見をいただきたいですけどね。

### ○ 川村高司委員

なので、この条文の内容云々を議論してきた過程において、四日市市市民自治基本条例という理念条例、これには私は参画していなかったのだけれども、これ自体も、市民に広がっているかという、そういう状況ではない中で、新たにここから次の条例として市民協働条例があるんだという位置付けだと思うんです。

その中で、私はまだ早いのかなと。財政出動的な現存の団体に対する財政支援というものを、全く私はイメージしていないので、それよりは、この市民自治基本条例のほうを、広く、まだまだ市民に行き渡っていない部分をいかに浸透させるかという部分もまだまだ必要であって、財政出動云々というのはどちらかというとなくてもいい。なので、メインは人。全員参加型の市民活動というのがうたえるものであれば、私はそれでいいかなと。

なので、財政出動という文言がないほうが、私にとっては一番スマートな条例。一応聞かれたので答えたままで。

### ○ 樋口博己委員長

その辺のところは、自治基本条例は、あくまでも理念条例ということで制定されておりますので、これを広げるためにも、具体的な仕組みづくりがこの市民協働促進条例だと思っておりますので、その仕組みをつくることで、その中の一つが、財政的支援というのが仕組みづくりの一つだと思っています。

それで、そういう仕組みづくりを推進する中でこの理念が広がっていくんだろうなというふうに私の方は考えていますが、そんな議論をされたのかなとは思っておるんですが。

○ 芳野正英委員

だから、そうすると、第15条を削除するという部分の、形としてはそういうことですかね。

○ 小林博次委員

そうすると、この現状は、例えば地縁団体、あるいはそれ以外の市民団体に対して、既に財政出動があるわけやね。これ、どれぐらいあるのかな、今。2億を超えているやろう。だから、条例をつくる以上、そういうものがされておれば、それを出して根拠条例になってくるやろうね。だから、支出のための根拠条例ってないわけや。収入のための根拠条例もないけど、こういう条例が整備されることによって、例えば、基金制度ができれば、そこへ民間から基金として入れたり、あるいは、場合によっては市が入れるかもわからん。これは、中森委員が提起したみたいに事後、整理されればええことやと思うんやわな。どっちにしたって政策支援と財政支援というのはどうしても要ることやから、条例上は論議してきたみたいに担保しておく必要がある、そう思っているんやわな。

だから、ここの論議にまたかかってしまうと手がかかり過ぎるので、正副委員長と行政側を交えて、まとめの解説文書を出してきて、その中で補強していくというやり方をとってもらいたいと思うんやわな。

○ 芳野正英委員

余り深めたくないところなんですけど、一点だけ、豊田委員の問題意識は、一番初めのおっしゃった補助から委託への切りかえが必要じゃないかという話の議論もされていたと思うんですけど、川村委員の話になってくると、もう委託すらやめていくという話になっていくということですよね。財政的、この第15条をなくしていくとなると。要は、もう市民活動は自立していけというふうになってしまうので、そこは余りにも暴論なのかなと。

やっぱり今の現状で考えると、例えば、防災倉庫点検業務、これも委託になっていますけど、こういうのも、もうこの第15条で保護されていくわけです、今後は。だけど、そこまでも切っていくのかということだと思あるので、僕もやっぱりこのままの形で残していつて、中身の制度の部分で野放図にならないようなチェックというのは必要ですけど、そのために議会もあるし、決算もあるし、監査もあるということだと思あるので、余りそこを心

配されるほどではないと思うんです。だからこそ残してチェックをしていくと。

## ○ 川村高司委員

条例から削除することによって、現状を全て削除しろということまでは言っていないんですけども、芳野委員のおっしゃるとおり、今の現状把握を丁寧なやことをきっちりやってからでないと、今、どういうふうに、例えば補助金であろうが、委託であろうが、どういう執行状態なのかとかというのを、議会のチェック機能とか監査だけでチェックできているかという、できていないという実態がある中で、まずは現状の抛出されているそういう補助金であるとか、委託を精査するというのが優先順位的には、まず第一義的であって、それを整理整頓してから次の新しい抛出するプロセスを制定していくという形でないと、現状を放置のまま新しい蛇口だけをつけてしまうととんでもないことになってよというのが一番危惧するところなんですよ。

だから、今回、条例からこの財政出動云々を削除する、イコール今の財政的支援、現状やっているものも全て削除しろというのではなしに、今ある、今やっているものをきちっと精査するという段階が本来は必要なのではないかというのが私の意見なんです。

## ○ 樋口博己委員長

その補助金なり何なりというのは、別のステージで議論されているかと思っておりますので、当然、地縁団体の運営費補助なりありますので、その辺を突っ込んでいった議論になると、これ、まさしく10年ぐらいかかるのかなと思っておりますので、財政支援ありきではないというふうに、今の議論の中では私は感じています。

当然、川村委員おっしゃるとおり、今まで現実にやってきたものを、第15条を削除することで全部削除するんだということでもないということも皆さんの共通した意識だとは思っています。

そういう中で、時間も少しずつ過ぎてきたんですが、少しその辺、正副で整理させていただいて、小林委員からもご提案がございましたが、次回、どれだけご提示させていただけるかもわかりませんが、少し整理させていただきたいと思っております。

それでは、きょうのところはこの程度でご終議とさせていただいて、次回の日程のことでご相談させていただきたいと思っております。

次回、11月21日、木曜日、午前10時からということで、前回、議政研の人権の分科会と

の日程調整もあるというふうにお伝えしましたが、これは確定させていただきましたので。

○ 小林博次委員

10時から。

○ 樋口博己委員長

11月21日、木曜日、10時からですのでよろしくお願いいたしますと思います。

それで、ちょっと先の予定になるんですが、今後のスケジュールの中で説明させていただきましたが、1月の少し日程だけご相談したいと思います。

これ、平成26年1月23日と24日、この二つ、2案出させていただきますいておりますが、ちょっと改めて、今確認しましたら24日のほうが四自連の会議があるということで、少し日程を案から外したいと思っています。

○ 小林博次委員

24日はだめで、23日にとということ。

○ 樋口博己委員長

部長が出席で、全連合自治会長さんが集まる大会ですね。部長がそちらに参加することになっていまして、運営上、さまざまなお手伝いもあるということで、職員も行かれるということなので。

1月は逐条解説をもとに議論させていただきますので、そういった議論の中では理事者に確認する場面もあろうかと思っておりますので、しっかりと理事者が出席した体制で組んでいきたいと思っています。

この1月23日が皆さん、可能であればいいんですが、このほかに1月30日、31日、木、金で、いずれも朝10時。この三つの案から……。

○ 小林博次委員

23日はもうやめた。

○ 樋口博己委員長

じゃあ、23日、都合が悪いという方、おみえになりますか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そうしたら、1月23日の木曜日、10時からでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、きょうのところはこの程度でおさめたいと思います。次回は11月21日、10時からということで、9条に関しても少し、改めてご提案させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

きょうはお忙しいところ、ありがとうございました。

11 : 46 閉議